

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	CYBERDYNE株式会社			コード	7779
提出日	2023/12/4	異動(予定)日	2023/12/18		
独立役員届出書の提出理由	社外取締役の本田信司氏が、取締役COO(最高執行責任者)に就任し、独立役員の指定を解除するため。				
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	松村 明	社外取締役	○												○						有
2	鈴木 健嗣	社外取締役	○												○						有
3	武藤 華子	社外取締役	○														○				有
4	田中 一紹	社外監査役	○														○				有
5	藤谷 豊	社外監査役	○														○				有
6	ケース・フェレコープ	社外監査役															○				
7	岡村 憲一郎	社外監査役	○														○				有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役の松村明氏は、茨城県立医療大学学長です。茨城県立医療大学と当社との間には、一般的取引条件と同様の取引(年間6百万円)が存在しております。	同氏は、医師及び病院経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営陣から独立した立場で、医療や臨床などの分野で当社の経営の監督機能を果たしています。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。
2	社外取締役の鈴木健嗣氏は、PLIMES株式会社代表取締役です。PLIMES株式会社と当社との間には、一般的取引条件と同様の取引(年間1百万円)が存在しております。	同氏は、博士(工学)として専門的知見を有する他、自らベンチャー企業を立ち上げ経営する等の豊富な経験を有しており、経営陣から独立した立場で、サイバニクス研究などの分野で当社の経営の監督機能を果たしています。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。
3	-	同氏は、資本市場(アナリスト/IRなどの投資家対応)、企業広報、人事・組織コンサル、及びパートナーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営陣から独立した立場で、資本市場(アナリスト/IRなどの投資家対応)の分野で当社の経営の監督機能を果たしています。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。
4	-	同氏は、大手総合商社において経営者として、新規プロジェクト開発や海外営業も含め豊富な業務経験により、経営陣から独立した立場で監督機能を果たしております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。
5	-	同氏は、大手銀行における国内外での豊富な業務経験及び監査法人での内部統制体制構築支援の業務経験により、経営陣から独立した立場で監督機能を果たしております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。
6	-	-
7	-	同氏は、公認会計士及び米国公認会計士として財務、会計及び税務に精通しており、また自ら会社を設立・成長させてきた経営者としての経験により、経営陣から独立した立場で監督機能を果たしております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しています。

## 4. 補足説明

<p>【株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準】 当社は、属性項目(取引)に関して軽微基準を定めており、当社と取引先との間の年間取引額の合計が1,000万円以下の場合、独立性に与える影響がないため記載対象外としています。</p>
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。